

## 【外貨 ex】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<b>第 9 条 (本取引の取引条件、本サービスの範囲)</b>	3. 個別取引毎の具体的な取引の種類、取引対象通貨等、期限、取引の件数または数量、約定数値、売買の別、その他の事項は、 <u>第 14 条</u> に従ったお客様の注文に基づき、決定されるものとします。	3. 個別取引毎の具体的な取引の種類、取引対象通貨等、期限、取引の件数または数量、約定数値、売買の別、その他の事項は、 <u>第 13 条</u> に従ったお客様の注文に基づき、決定されるものとします。
<b>第 12 条 (証拠金の追加差し入れ)</b>	1. お客様の実預託額（取引説明書において定められます。以下同じ。）が、 <u>一定の日時において維持証拠金額（取引説明書において定められます。以下同じ。）</u> を下回った場合、お客様は、弊社所定の日時まで、弊社所定の方法により証拠金を本口座へ追加預託するものとします。	1. お客様の証拠金維持率（取引説明書において定められます。以下同じ。）が、 <u>弊社所定の割合</u> を下回った場合、お客様は、弊社所定の日時まで、弊社所定の方法により証拠金を本口座へ追加預託するものとします。
<b>第 13 条 (証拠金の振替)</b>	1. <u>くりっく 365 口座を開設されているお客様は、お客様が外貨 ex 口座に預託している証拠金の額が、弊社が定める額を超えている場合は、その超えている額の全部または一部の円貨を、弊社が定める方法によりお客様が開設されているくりっく 365 口座へ振り替える事ができます。</u>  2. <u>振替の依頼は、原則、本システムに従ってのみ行う事ができるものとします。</u>  3. <u>本約款に定める他、証拠金振替の取り扱いについては取引説明書に定めるところによるものとします。</u>	（記載なし）
<b>第 21 条 (強制決済)</b>	1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、 <u>第 12 条、第 20 条</u> のみにかかわらず、弊社から通知、催告等を要せず、弊社は当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行う事ができるものとします。	1. お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じたと弊社が認めた場合には、 <u>第 12 条、第 19 条</u> のみに関わらず、弊社から通知、催告等を要せず、弊社は当該時点においてお客様が保有するポジション（建玉）につき、強制的に反対売買等をし、決済を行う事ができるものとします。
<b>第 24 条 (充当の指定)</b>	弊社に対する債務の弁済または第 22 条の差引計算が行われる場合で、お客様の弁済額または差引計算の対象となるお客様の債権が、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りない時は、弊社は、法令の順序にかかわらず弊社が指定する順序及び方法によりお客様の債務の弁済に充当する事ができるものとします。	弊社に対する債務の弁済または第 21 条の差引計算が行われる場合で、お客様の弁済額または差引計算の対象となるお客様の債権が、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りない時は、弊社は、法令の順序にかかわらず弊社が指定する順序及び方法によりお客様の債務の弁済に充当する事ができるものとします。
<b>第 27 条 (報告)</b>	お客様は、 <u>第 21 条第 1 項及び第 2 項</u> の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、直ちに直接書面をもってその旨の報告をするものとします。	お客様は、 <u>第 20 条第 1 項及び第 2 項</u> の各号のいずれかの事由が生じた場合には、弊社に対して、直ちに直接書面をもってその旨の報告をするものとします。
<b>第 32 条 (本</b>	1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が <u>第 21 条第 1 項、第 2 項</u>	1. 次の各号のいずれかに該当し、またはお客様が <u>第 20 条第 1 項、第 2 項</u>

<p><b>口座の停止または解約)</b></p>	<p>掲げる事項のいずれかに該当した時は、本口座は停止される事となり、本口座での取引はできなくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)</p> <p>(1)お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座またはくりっく365口座の停止の申し入れをした時。  (2)お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。  (3)第40条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。  (4)お客様が本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。  (5)くりっく365口座を開設されているお客様は、くりっく365口座が停止された時。  (6)前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p>	<p>掲げる事項のいずれかに該当した時は、本口座は停止される事となり、本口座での取引は出来なくなります。(但し、不足金の対処、引き出し等は除きます。)</p> <p>(1)お客様が弊社に対し外国為替証拠金取引の本口座またはくりっく365口座の停止の申し入れをした時。  (2)お客様が本約款の条項のいずれかに違反し、弊社が本口座の停止を通告した時。  (3)第39条に定める本約款及び取引説明書の変更にお客様が同意しない時。  (4)お客様が本約款第6条第2項に定める適格要件を欠く状態になったと弊社が合理的に判断した場合。  (5)くりっく365口座を開設されているお客様は、くりっく365口座が停止された時。  (6)前各号の他、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続する事が不適切であると認めた場合。</p>
<p><b>第32条(本口座の停止または解約)</b></p>	<p>3. 本口座が停止される場合または解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第22条及び第24条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>	<p>3. 本口座が停止される場合または解約される場合において、お客様が弊社と行う本取引のポジション(建玉)が残存する時、またはお客様の弊社に対する債務が残存する時は、残存するポジション(建玉)を、お客様の計算において反対売買等により決済した上で、本約款第21条及び第23条に定めるところに従い、弊社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。尚、かかる清算を行っても残債務が残る場合には、お客様は弊社に対して、直ちに弁済を行うものとします。</p>
<p><b>第32条(本口座の停止または解約)</b></p>	<p>7. 本契約の終了(終了の事由を問わず、期間満了も含む。)にかかわらず、第26条、第29条、第37条、第38条、第39条の効力は存続するものとする。</p>	<p>7. 本契約の終了(終了の事由を問わず、期間満了も含む。)にかかわらず、第25条、第28条、第36条、第37条、第38条の効力は存続するものとする。</p>